

**富山地方最低賃金審議会**  
**令和6年度第1回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会 議事録**

1. 日 時

令和6年9月30日(月) 10:00~12:10

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	高倉委員、長尾委員、柳原委員
労働者代表委員	加藤委員、山本委員、鈴木委員
使用者代表委員	江下委員、中委員、寺山委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 専門部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程(案)について
- (3) 特定最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程(案)について
- (5) 労働経済等関係指標について
- (6) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (7) 金額審議における留意点について
- (8) 最低賃金の名称変更について
- (9) 参考人の意見表明について
- (10) 労使各側の基本的主張について
- (11) 金額等審議
- (12) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会を開催いたします。

部会長が選出されるまで進行を務めさせていただきます、富山労働局賃金室の佐竹です。よろしくお願ひします。

本日は、専門部会委員9名全員に御出席いただき、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

では、今年度初回の会議でございますので、開会に当たりまして富山労働局労働基準部長の倉重から御挨拶申し上げます。

[倉重労働基準部長] 日頃より、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

また、本日は、第1回百貨店・総合スーパー最低賃金専門部会を開催となります。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の特定最低賃金の審議につきましては、改正の申出がありました3件の最低賃金すべてについて、8月21日に開催されました第4回富山地方最低賃金審議会において改正決定の必要性を認めるとの答申を頂き、これを受け同日付けで富山労働局長から金額改正に係る諮問をさせていただいたところでございます。

本専門部会におきましては、百貨店、総合スーパーの最低賃金について調査審議を行っていただくこととなります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格が強くなっていますので、委員の皆様におかれましては、慎重かつ十分な御審議を賜りますことをお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

[佐竹賃金室長補佐] 議事に入ります前に、委員を御紹介させていただきます。

資料No.1として委員名簿をお配りしておりますので、名簿の順に御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員を御紹介します。

高倉委員です。高岡法科大学 法学部長 教授 でいらっしゃいます。

長尾委員です。富山国際大学 名誉教授 でいらっしゃいます。

柳原委員です。富山大学 経済学部 教授 でいらっしゃいます。

次に、労働者代表委員を御紹介します。

加藤委員です。全大和労働組合富山支部 支部長 でいらっしゃいます。

山本委員です。イオンリテールワーカーズユニオン北陸信越グループ 事務局次長 でいらっしゃいます。

鈴木委員です。UAゼンセン富山県支部 次長 でいらっしゃいます。

続いて、使用者代表委員を御紹介します。

江下委員です。富山県中小企業団体中央会 専務理事 でいらっしゃいます。

中委員です。株式会社大和富山店 業務推進部長 でいらっしゃいます。

寺山委員です。一般社団法人富山県経営者協会 専務理事 でいらっしゃいます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、会議次第にしたがいまして、議事1の専門部会長と同代理の選出をお願いしたいと存じます。

専門部会長等の選出につきましては、最低賃金法第24条及び第25条に基づき、公益委員のうちから委員の選挙により決定することとなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法により決定していただきたいと思っております。

あらかじめ労使で調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの側から発表していただきたいと存じます。

[加藤委員] 私の方から発表させていただきます。

部会長を高倉委員に、部会長代理を長尾委員にお願いしたいと思います。

[佐竹賃金室長補佐] 部会長を高倉委員、部会長代理に長尾委員とのことですが、御異議はございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[佐竹賃金室長補佐] 御異議がないようですので、部会長を高倉委員、部会長代理は長尾委員と決定されました。名札をセットいたしますのでしばらくお待ちください。

(事務局は、部会長及び同代理札をセットする。)

[佐竹賃金室長補佐] それでは、今後の議事進行を高倉部会長にお願いします。

[高倉部会長] ただ今、部会長に選出されました高倉でございます。

部会の運営に当たりましては、全会一致となりますよう精一杯務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

去る8月21日に富山労働局長から富山地方最低賃金審議会あてに3件の特定最低賃金について改正決定の諮問があり、それぞれ専門部会を設置して審議することとなっております。

改正決定に関する諮問文は、資料No.2として写しが添付されておりますので、御確認いただきたいと存じます。

では、議事2の専門部会運営規程についてに移りたいと思います。まず、事務局から説明してください。

[佐竹賃金室長補佐] 資料No.3として、当専門部会に係る運営規程(案)をお配りしておりますので、御覧ください。内容につきましては、昨年と変更はございませんが、要点のみ御説明いたします。

第3条では、部会欠席の場合は部会長へ報告とありますが、実務上は事務局へ連絡いただきますようお願いいたします。

また、テレビ会議による開催についても触れていますが、いわゆるパンデミックが発生した場合など止むを得ない事情がある場合を想定した規定ですので、原則として御出席のうえ、御審議をいただきたいと思いますと考えています。

第5条、第6条では、部会会議の公開・非公開について部会長の判断基準を定めております。みなさま、御一読いただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、部会長、進行のほどお願いいたします。

[高倉部会長] 今ほどの運営規程(案)について、御意見や御質問はありますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[高倉部会長] 御意見・御質問がないようですので、運営規程につきましては原案どおりといたします。

ここで、ただ今採決された運営規程に基づき、当専門部会の会議及び議事録の公開について、部会長としての判断をお話いたします。

本年度の当専門部会については、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議に関しましては、公開したいと思います。

一方、公労、公使といった二者での個別の審議に関しましては、運営規程第5条、第6条に定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当すると考えられますので、当規程に基づき、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、令和6年度百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会について、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議及びその議事録は公開、公労・公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

続きまして、議事3の特定最低賃金審議運営事項についてですが、これにつきましては、去る8月21日開催の第4回本審において既に決定されておりますので、本日の専門部会に伝達させていただきます。

この特定最低賃金審議運営事項について、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、特定最低賃金審議運営事項につきまして、お手元の資料No.4を御覧ください。要点のみ御説明させていただきます。

本部会審議につきましては、1(2)のとおり本日を含め、3回を目安に結審することを目指し、(4)のとおり17時にはその日の審議を終了いたします。

また、3(2)に記載のとおり、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とするとされておりますので、専門部会において全会一致で決議されれば、その決議が審議会の決議となります。

なお、全会一致でない場合は、再度本審で審議していただくこととなります。

最後に4のとおり特定最低賃金には精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入しないこととしております。

以上です。

[高倉部会長] 当専門部会は、先ほど決定いたしました運営規程及び今ほど説明のあった審議運営事項に基づいて運営・審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事4の専門部会の審議日程についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 令和6年度の百貨店、総合スーパー専門部会の審議日程について説明させていただきます。資料No.5を御覧ください。

まず本日の第1回専門部会ですが、この後、事務局から労働経済等関係指標、最低賃金に関する基礎調査結果、金額審議における留意点、最低賃金の名称変更について御説明させていただきます。

その後も議事に沿って、参考人の意見表明について、労使各側の基本的主張、金額等審議まで進めていただければ、と考えています。

第2回専門部会は10月22日(火)午前10時00分から、第3回専門部会は10月28日(月)午後2時00分から、いずれも富山労働総合庁舎5階会議室で開催させていただきたいと考えております。

第3回専門部会でも結審しない場合は予備日を設けることもありますが、今のところ予備日を設けないことにしまして、今後、必要となりましたら、改めて調整させていただきます。

なお、審議日程(案)の下、欄外に記載してありますとおり、第2回専門部会までで結審した場合は、その後に予定している専門部会は開催致しません。

また、先ほど審議運営事項について御説明しましたとおり、専門部会において全会一致で議決された場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議となりますので、結審した回の専門部会において答申まで行うこととなります。

審議日程の説明につきましては、以上です。

[高倉部会長] 今ほどの審議日程(案)について、御意見や御質問等はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[高倉部会長] 御意見・御質問がないようですので、審議日程につきましては原案どおりといたします。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、議事5 労働経済等関係指標、議事6 最低賃金に関する基礎調査結果、議事7 金額審議における留意点及び議事8 最低賃金の名称変更について事務局から説明してください。

[成田賃金室長] それでは議事5の労働経済等関係指標につきまして、資料No.6を御覧ください。

1枚めくりますと目次があります。この資料は、地域別最低賃金の審議の際にも利用しております。その際に考慮いたしました、労働者の生計費、賃金、および、通常の事業の賃金支払い能力の、いわゆる3要素に関連するデータとして、生産、国内需要、物価・生計費、貿易、雇用、賃金、企業倒産に係る指標を取りまとめた資料となっています。

1枚めくりまして、資料の出所を掲載しております。

資料の体裁ですが、例外もありますが、1枚めくりました1ページのように、基本的に上段に年ごとの推移、下段に昨年の四半期ごとの推移と、今年の1月から6月の推移をグラフ化し、全国の数値、富山県の数値を掲載しております。

特定最低賃金の審議では、先ほどの3要素に縛られることなく御審議いただくものと承知しておりますので、ページごとの説明は省略し、要点のみ説明させていただきます。

まず、生産についてです。1ページに、代表的な景気指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しております。

一番上の枠囲みにありますとおり、富山県は、令和4年、5年と全国に比べ大きく減少しましたが、下段の図1-2のとおり、1月を底に増加傾向が続いています。

次に、国内需要についてです。3ページから6ページまで、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せております。

3ページの図2-1を見ますと、百貨店等販売額は、富山県の対前年同期比は令和2年を底として、以降は前年同期比でプラスとなり、下段の図2-2にもあるとおり今年に入ってもプラスで推移していましたが、6月は前年割れとなりました。

続きまして、物価・生計費についてです。7ページを御覧ください。

このページには全国と富山市の消費者物価指数の推移を表した図を掲載しています。富山市では、令和3年まで全国と同じ水準でしたが、令和4年以降は今年に入っても全国平均より高い状況が続いています。

次に8ページを御覧ください。

このページには全国と富山市の勤労者世帯の消費支出額の推移を表した図を掲載しています。富山市の消費支出額は令和2年を底とし、令和3年以降は上昇傾向にあります。また、富山市の消費支出額は全国よりも高い状況にあります。

この先、貿易等まで飛ばしまして、12ページを御覧ください。

12ページの為替相場ですが、令和3年以降、円安傾向で推移してきましたが、7月は円高に転じました。

資料にはありませんが、この後も概ね円高傾向が続いています。

続きまして、13ページ雇用についてです。

13ページの常用雇用指数は景気回復の強さを示すとされていますが、富山県全体では令和3年以降100を超え、製造業においても令和5年4～6月期以降100を超えています。

14ページを御覧ください。このページには全国と富山県の総実労働時間の推移を表した図を掲載しています。コロナ禍にあった令和2年を境に総実労働時間はやや持ち直し傾向にありますが、コロナ禍前の水準には至っていません。

次の15ページを御覧いただくと、全国と富山県の所定外労働時間数の推移を表した図を掲載しています。こちらも先ほどの総実労働時間と同様の傾向にあり、コロナ禍にあった令和2年を底に増加傾向にあります。

少し飛んで17ページを御覧ください。

全国と富山県の有効求人倍率の推移を表した図を掲載しています。

富山県の有効求人倍率は、全国平均より高い状況が続いていますが、令和元年以前の倍率には至っていません。

次にまた少し飛んで20ページ賃金についてです。

20ページの下段の図6-4高卒初任給の推移を御覧いただきたいと思います。初任給は、男女計で見ると、令和3年を除き、増加傾向にあります。

最後に、21ページを御覧ください。企業倒産件数の推移です。富山県では令和3年に減少に

転じましたが、その後、令和5年にかけて増加がみられます。

簡単ですが経済関係指標についての説明は以上です。

続いて、最低賃金に関する基礎調査結果について説明します。資料No.7を御覧ください。

この調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、中小零細事業所の賃金実態を把握することを目的としたものです。

1枚めくると集計区分表をお付けしていますが、黄色に塗っている、真ん中の列、明細番号12に掲げる本特定最低賃金に係る業種については規模50人以上の事業所を対象に、今年6月の賃金の実態を調査いたしました。

1枚めくると対象事業所数などを記載していますが、同じく黄色に塗っている百貨店、総合スーパーでは、11事業所に調査票を送付し、回答事業場欄のとおり5事業所から回答を得ています。

調査結果についてですが、賃金総額から、最低賃金との比較に当たって除外される精皆勤手当・通勤手当・家族手当などを除いた額を時間額に換算して集計しております。

3ページを御覧ください。ここでは令和2年から令和5年までの地域別最低賃金を棒グラフ、令和2年から令和6年までの特性値の推移を折れ線グラフで示しております。

特性値は、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数及び平均を記載しております。第1・20分位数とはデータを低い方から順に並べ20等分した際の最初の境界にある値、同様に第1・10分位数は10等分、第1・4分位数は4等分した際の最初の境界にある値となります。

今年度の特性値は、第1・20分位数が1,015円、第1・10分位数が1,015円、第1・4分位数が1,035円、平均が1,300円となっております。

資料に記載はありませんが全業種を集計した特性値は、第1・20分位数が950円、第1・10分位数が955円、第1・4分位数が1,000円、平均が1,417円となっております。

なお、こちらは製造業100人未満、その他の業種は原則30人未満の事業所を対象に調査した結果となっております。

基礎調査結果については以上です。

引き続き、金額審議における留意点について説明します。

特定最低賃金の改正額を御審議いただくにあたり、その下限額と上限額について説明いたします。

下限額につきましては、最低賃金法第16条に特定最低賃金は地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならないと規定していることから、10月以降に適用される富山県最低賃金998円を上回る、999円が下限額となります。

次に上限額につきましては、本件のような労働協約ケースの場合、関係労使が合意した協約額を超えて最低賃金を決定することは、その協約を無効にすることとなり、労使のイニシアティブで決定する特定最低賃金という制度の性格から認めがたいとされています。

このため、複数の金額の異なる協定によって申出がなされたときは、その中の最も低い額が上限となります。

この点、今年度の百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出に当たって提出された協定書の内容を確認いたしますと、最も低い協定額は1,015円となっております。

つきましては、今年度は、時間額999円から1,015円の範囲で、御審議をお願いしたいと存

じます。

最後に、最低賃金名称変更について説明いたします。

資料が少し飛びまして、資料No.9を御覧ください。

特定最低賃金の適用対象となる産業の範囲は、日本標準産業分類の小分類或いは細分類によって設定をしていますが、今年4月から新産業分類が適用されており、産業分類に変更が生じたものは特定最低賃金の改正に合わせて、順次、必要な改正・修正を行うこととしています。

富山県の場合、百貨店、総合スーパー最低賃金が、この対象となりまして、資料の下に旧産業分類を記載していますが、その小分類にあるとおり、これまで百貨店、総合スーパーというくくりであったものが、上側の新産業分類の小分類のとおり百貨店と総合スーパーマーケットに分離されました。

これに伴って、最低賃金の名称が富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金へ変更されます。変更点は百貨店の後のカンマが読点になること、スーパーがスーパーマーケットとなることです。

変更のタイミングですが、この先の審議においては今までどおりの名称を用います。

その後、公益代表委員案が示され、専門部会報告の議決や、審議会答申をいただくこととなりますが、資料2枚目を御覧ください。

こちらには答申文の例を記載しています。

部会報告や答申の標題は旧名称を用いますが、改正後の内容を記載する公益代表委員案や部会報告・答申の別紙では新名称を用いることとなります。

いずれも事務手続き上の表記上の変更であり、適用範囲等に変更はございません。

議事5から8まで 事務局から説明は以上です。

[高倉部会長] 今ほどの労働経済等関係指標、基礎調査結果、金額審議における留意点及び最低賃金の名称変更について、御質問等はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[高倉部会長] 質問がないようですので、次に進ませていただきます。

議事8の参考人の意見表明についてですが、事務局からお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 富山労働局では、8月21日の特定最低賃金の改正諮問に伴い、同日付で、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。意見提出期限の9月10日までに意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

[高倉部会長] 意見書の提出はなかったとのことですので、審議を進めます。

[高倉部会長] 議事9の労使の基本的主張に入ります。

労使各側から、今年度の百貨店、総合スーパー最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考えをお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いいたします。

[加藤委員] 労働者側から今年度の基本的な考え方、主張について、お話をさせていただきたいと思います。

まずもって、今年度の審議に関しまして、継続して審議いただけることに感謝申し上げます。先ほどの資料でも、最低賃金調査に基づく特性値の推移について、百貨店、総合スーパーに関しては、高い数値を示している業界であると認識しております。こちらに関しては、この部会で先人の皆様も含めて議論を積み重ねてきたという認識のもと、公使委員皆様の寛大な受け止めでもって、今回の審議を進めていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。3名おりますので、それぞれ基本的な考え方から述べたいと思います。

[鈴木委員] 私の方から最初に特定最賃の必要性、それから役割と意義についてお話をしていきたいと思います。まず、昨年度も特定最賃の考え方はお伝えさせてもらったわけですが、再度、特定最賃の意義を再確認させていただきたいと思っております。産業別特定最賃は、御案内のとおり産業の魅力を高め、産業の持続的な発展を促すものです。一方、地域別最低賃金は、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットで、その役割は明らかに異なるものと認識しております。特定最賃の機能は、特定産業の発展や優秀な人材の確保と、特定産業の公正な競争の確保です。特定最賃のあるべき水準は、特定の産業の代表的労組から審議の申し入れがあることを踏まえて、地域別最低賃金の水準をベースとして、産業の優位性をどのように確保できるかという観点が必要だと考えております。また、特定最賃は、関係労使が労働条件の向上または事業の公正取引の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定すべきというのが、昭和61年の中央最低賃金審議会で答申されたとお聞きしておりますが、当時、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回るケースは稀だったと考えております。そういう意味では、今年8月に決定された地域別最低賃金998円と現時点の百貨店、総合スーパーの特賃最賃の水準955円の議論は、昨年の方に決めたものですので、単純に地域別最低賃金と特定最低賃金の水準が異なることは、1年近くのブランク、タイムラグがあると御認識をお願いしたいと思っております。続きまして、加藤委員から説明をお願いします。

[加藤委員] 百貨店、総合スーパー業界に関して、労働集約型の産業であることは、御存じのことかと思えます。人材の確保、人材の定着なしに、教育による現場力の強化、生産性の向上を図ることはできないと認識しております。業界の特性として、土日祝日といった一般の方々がお休みの日にも出勤をして、店舗の営業時間の中でシフトが組まれるなど不規則なワークスケジュールが挙げられます。当然ながら、一般事務や定型業務といった職種と比較をすると、同じ時間給であれば、そちらに人材が流出してしまう可能性を高く秘めている産業と捉えております。特にパートタイマーなど時間給で働く労働者も多い産業であり、時間額に対する意識が高く、地域別最賃と同額となると他の業界への人材の流出する可能性が高まると認識しております。さらに近年の物価上昇や人手不足を反映して、パートタイマーの賃金引上げに対する期待度が高まっていると思えます。一方、企業の収益力を高めるために、様々なコストが増加している今日、適正な価格転嫁を求めることも重要かと思えますが、産業の特性上、適正価格への転嫁は、価格の決定権を持ち合わせている部分と持ち合わせていない部分があり、価格競争もあって、安易に価格転嫁が出来にくい業界でもあるかと思っております。企業の持続的な

存続を前提に人材確保の課題は、労使ともに持ち合わせていると認識しており、優秀な人材確保のために、様々な労働条件の向上の一つに初任給の大幅なアップもされていると思います。我々のような地方の百貨店については、先日岐阜県で高島屋さんが閉店されましたが、経営としても非常に難しい業界になってきていると思います。競争が激化する理由は、多様化するニーズやネット販売に顧客が流出しているのも、そういった外的要因が大きいものだと思っております。では、富山県内はと言いますと、幸いながら今我々は、県民の方からも手厚く御支援いただいております。文化的で豊かな生活をリードする役割を担っているという認識の下、富山県にとって無くてはならない存在であると自負をしております。そんな意味でも、百貨店の優秀な人材確保、人材の固定化は、今後も継続して必要なものと認識をしております。この後は、山本委員からお伝えいたします。

[山本委員] 百貨店、総合スーパーにおいては、生活物資を安定的に供給しております。災害時においても生活用品を供給する社会のインフラの機能として利用しております。時間給で働くパートタイマーの皆さんは、コロナ感染や本年起きました震災時もエッセンシャルワーカーとして、震災の被災者でありながらも労働者として働いていただきまして注目されております。また、地元の雇用の受け皿としても百貨店、総合スーパーは、多くの労働者の生活を支えております。今後も引き続き百貨店、総合スーパーの魅力を高めていくためにも、持続的な発展をするために富山県の特質は必要であり、富山県内でも小売業の人材確保の競争が激化しておりますので、地域別最賃と同額では優秀な人材を引き留めることは難しいと考えております。加藤委員から各論の説明をしたいと思います。

[加藤委員] 数字も織り交ぜながらお話をさせていただきたいと思っております。百貨店業界についての内容となります。日本百貨店協会の2024年7月の営業概況の発表によりますと、7月の売上高は前年比5.5%のプラスで、29か月連続プラスで推移をしています。こちらは、コロナ禍当時と比較してということになりますが、コロナ前の2019年比でも売上高4.0%増と好調を維持しております。こちら特筆すべき部分としては、特に大都市圏における訪日外国人の消費、いわゆるインバウンド効果により美術、宝飾、貴金属は42か月連続でのプラス。身の回り品も34か月連続増。雑貨も34か月増と際立ってプラスになっております。今ほど大都市圏と申し上げましたが、対していわゆる地方百貨店の7月の売上高では、売上高前年比3.1%減、2か月ぶりのマイナスですが、大都市圏との格差もあるのかなと推測できるところです。富山大和の24年2月期の決算では、昨年よりも増加しており、コロナ前の水準近くまで回復しています。純利益においても会社発表では、富山大和単体ではないですが、2期連続の黒字を達成しています。直近の富山大和の8月の売上げでは、前年と横ばいで推移しております。昨年、改装しました食料品売り場やレストランは、先ほど申しましたインバウンドの効果もあり、昨年を上回る実績を上げています。続きまして、山本委員から総合スーパーの業績について御説明させていただきます。

[山本委員] 現在、総合スーパーの業績ですが、県内に展開しておりますイオングループの2024年2月決算は、営業利益は前年比4.8%増となっております。さらに、今年度7月においては近隣の福井県におきまして、イオンリテール株式会社のイオンスタイルをオープンさせる

など、北陸で出店を少しずつではありますが、加速させていただいております。福井県では有効求人倍率が富山県同様に高く、なかなか人材が集まらない状況ではあります。新店オープン時の採用や現在でも人材を定着させることが、苦勞しているところでございます。引き続き鈴木委員から初任給高騰による人材確保の競争激化について説明させていただきます。

〔鈴木委員〕 続きまして、私の方から初任給高騰による人材確保の競争激化について、申し述べたいと思っております。我々が所属しておりますUAゼンセンの百貨店、総合スーパーにおいて、本年度の初任給の実態を申し上げたいと思います。高卒で187,940円これは昨年対比で10,312円のアップになっております。大卒につきましては、222,248円これも昨年対比11,768円でアップしております。ということで、例年と比較しても大幅に増加していると思っております。また、富山県経営者協会発表の会員企業の採用・初任給調査では、来年度春の新入社員の初任給を上げると回答した企業が、前年比で3.5ポイント増加の37%、64社に達するという結果が新聞で報道されております。さらに、初任給の決定に最も考慮した要素として、世間相場と回答された企業の方が27%、在籍者とバランスや職務価値と回答された企業が26.1%、人材確保の観点で22.6%と上位を占めております。これは、複数の回答を選ぶ形ですので、こういう数字になっておりますが、このことは経営者の皆様方におかれましても、人材確保の重要性を認識されていることの一つの表れだと考えております。続きまして、有効求人倍率について御説明したいと思います。先ほど事務局で用意されました資料を見ますと、富山県内の有効求人倍率につきましては、5月までの数字しか出ておりませんが、6月の有効求人倍率を調べますと1.54倍と3か月連続で低下しているものの、全国平均と比べると、0.31ポイント上回っているということで、これは全国的に見ますと6番目に高い水準になっています。また、新規の求人数6月時点ですが、8,244人ということで、昨年対比で8.3%減少し、13か月連続で前年の同月を下回っていることになりませんが、内容をよく見てみますと能登半島地震による建設業や警備、清掃などのサービス業の求人が増えている一方で、製造では減っている現象が見られると公表されております。その中でも百貨店、総合スーパーを抜き出した有効求人倍率を検証する数値は公表されておきませんが、現場感覚では富山県から石川県の方に流出している可能性も否定できないと見ております。これまで、県内の若い労働者の方々が、県外へ流出してしまうことが問題になっていると認識をしております。仮に富山の百貨店、総合スーパーの特定最賃を1,000円にしたとしても、東京とか神奈川、それから埼玉、愛知、大阪の大都市圏への地域別最低賃金にはかないませんので、大都市圏への流出は止められないだろうと考えております。そういった意味では、県内で安心して仕事ができ、生活ができる雇用の受け皿としても、百貨店あるいは総合スーパーは、寄与していると考えております。続きまして、加藤委員からお願いいたします。

〔加藤委員〕 私の方からは、富山県における百貨店、総合スーパーの役割、意義を御説明させていただきます。先ほど申し上げました百貨店協会での数字でも円安の効果によって、訪日外国人増加でインバウンド需要が拡大している大都市圏の百貨店が好調をキープしている反面、地方百貨店はだいぶ厳しい状況が続いている認識でございます。その中でも弊社、富山大和の存在意義という部分では、地方都市の中でも富山の町の発展と同時に歴史的にも文化・情報発信の機能としても無くてはならない存在だと思っております。一方、イオンさんを始めとする

大型の総合スーパーにおいて、地域の個人消費の受け皿として、新しいライフスタイルを発信する社会的インフラとしての機能を発揮しておられます。コロナ禍でも連日安定的に食料品を中心に御提供され、県民の生活を支えてきましたし、能登半島地震の際にも、ライフラインを維持するために、生活支援物資を提供し続けてまいりました。まさに生活インフラの基盤としての総合スーパーの役割があるかと思っております。今年地域別最低賃金の目安一律 50 円に対して目安を上回る県は、27 県となり上積みする県が続出したことは、物価高に加えて賃金の高い都市部に若い労働力が流出し、人口減少に拍車がかかるという地方の危機感の表れと言えるかと思えます。このように他の産業とは異なる存在意義を持つ百貨店、総合スーパーで働く人たちが、中長期的に安心して働けるためにも、業界の最低賃金の水準確保は必要であると考えています。百貨店、総合スーパーで働く人々の生活、そして魅力ある産業にするため特賃の取組みは該当する企業だけでなく、小売業全体にも波及することが期待されます。最後に、山本委員からまとめてお話をさせていただきます。

[山本委員] はい、以上の観点からですね、県内の百貨店、総合スーパーで働く人材確保、人材の定着の視点や雇用の安定、総合的な視点と過去からの百貨店、総合スーパー特定最賃を継続して取り組んできた経緯を踏まえれば、今後も業界の優位性を考慮し、適正な労働価値である最低賃金について、地域別最低賃金より優位性が必要と考えられます。使用者の皆様におかれましても優位性を目指すためのコスト増の中で、経営が難しい場面もあるかと思えますが、富山県の百貨店、総合スーパーが今後も続けて発展し、産業全体の魅力が高まり、県内の地域の生活向上に寄与できるためにも、百貨店、総合スーパーの特賃の必要性につきましても、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

[高倉部会長] ありがとうございます。それでは使用者側から基本的主張をお願いします。

[江下委員] まず、全般の概況で 6 月調査の日銀短観では、大企業非製造業の業況判断は 2020 年 6 月調査以来、4 年ぶりに景況感が悪化しています。また、北陸財務局発表の 7～9 月期の法人企業景気予測調査でも同じく非製造業が 2 期ぶりにマイナスとなっています。中小企業団体中央会で、1,000 社を対象に動向調査を実施していますが、直近 7 月期の調査では小売業の売上高の D I 値がマイナス 44 と厳しい状況になっています。百貨店、総合スーパーの 6 月期の全国売上高は、1 兆 8,474 億円で前年比プラス 6.9%と堅調に推移していますが、ただ富山県の百貨店、総合スーパーの 6 月期の売上高、111 億 5,500 万円で前年比 1.9%のマイナスとなっています。全国の百貨店、総合スーパーの売上げが好調な要因は、先ほどの説明にありましており、円安などによるインバウンド需要によるものと思われれます。北陸におきましても、富山県がマイナスの反面、石川県が約 2%のプラスになっており、その要因につきましてもインバウンドや国内観光客需要にあると思えます。全国的に地方百貨店の閉店が相次いでおります。7 月には岐阜高島屋が閉店するなど、百貨店空白県が 4 件となっています。地方百貨店は非常に厳しい状況となっています。こういった状況下、今年度の地賃におきましては、50 円アップの 998 円が答申されました。地賃の審議におきましては、エネルギー価格あるいは、原材料価格の高騰、価格転嫁が進まないため賃上げ原資が不足するなど、使用者側としては中小・小規模企業の現状、また 3 要素につきまして具体的なデータを元に説明をしたところですが、結果

は全会一致には至らず、目安通りの引上げとなったところです。本日より百貨店、総合スーパーの特定最賃の審議が始まりますが、百貨店の現状につきましては、郊外型大型ショッピングセンターとの競合、あるいは人口減少の加速、ネット通販の拡大、またエネルギー価格の上昇などにより厳しい状況が続いております。こういったことから今年度の百貨店、総合スーパーの特定最賃の審議にあたりましては、実態を踏まえた上、審議がなされることをお願いいたします。また、近年、地賃が急激に引き上げられている状況から、百貨店、総合スーパーの特定最賃の必要性についても検証していく必要があるのではないかと考えております。以上です。

[中委員] 先ほどから、企業の持続的発展と労働者の維持・確保、それから従業員満足感、マネジメント力を高めていくことが、非常に重要な論点になっているかと思えます。これはどこの県でも業界でも変わらないと思いますが、確かに去年の同時期と比べますと、イメージ的には、明るい兆しも出ていると感じられるところです。ただ、経営側から実態の数字を見ますと、江下委員から申し上げたとおり前年比マイナス1.9%という状況があります。当社で言いますと営業利益である本業の稼ぐ力ですが、これは当社だけでは無いと思えますが、コストが非常に上昇しており、店舗を運営するのに必要な光熱水費も政府補助が10月までは何とか復活しましたものの、11月からは不透明な状況が続くので、利益を労働者に厚く分配をするための力は、正直言って回復途上と感じています。この業界は何かを開発して物を作り、高い付加価値をつけて販売するといった業態ではございませんので、当社大和の一例ではありますが、営業利益率からすると4%前後というところです。やはり企業を運営していくに当たって、10%ぐらいは無いと厚い分配はなかなか難しい状況ではないかと思っています。それに付随して財務基盤は、色んな指標がありますが、現実としてコスト増は、それを弱める要因であるのも事実でございます。そういった点を踏まえ、企業の持続的な発展と労働者の維持・確保、マネジメントを高めていくことが急務であり、重要なことだと認識しておりますし、そこに力を入れていくべきだと思っておりますが、現状の認識では数字に表れているように、まだ厳しい回復途上の感があるなと認識をしております。以上です。

[寺山委員] 少しだけよろしいでしょうか。今回、このテーブルがあるのは、実は8月21日の特別小委員会の時に3つの特定最低賃金は、使用者側として必要性は感じないとお話をさせていただきました。30年前から比較すると一般社員の賃金上昇は、1.1倍であるのに対して、最低賃金は1.5倍以上になっています。それと先ほど冒頭に鈴木委員からもセーフティーネットである最低賃金と業界の色んな魅力・人材確保・生産性向上、そういった面での特質が違うのだという指摘はごもっともです。ただ、これまでの最低賃金、地賃の上昇幅が昨年でさえ40円と急上昇しており、その時にもまだ3産業全てが埋没した訳ではありません。ところが今回50円の大幅引上げとなって、そういった世の中の大きな変化に合わせて、富山県のプライスリーダーである機械関係も含めて、3産業全て埋没してしまっていると。そういった時に特質って本当に必要ですかというお話をさせていただいたのですが、今回の特質の審議はこれまでのような金額を主張するのではなくて、来年以降、これをどうするのかを含めて議論したいと申し上げました。特質は産業にどんなふうに寄与しているか、地賃がこれだけ上がって、この差が7円、あるいは2円、3円という中で、存在意義があるのか。今の最賃の水準が本当に労働力流出に繋がっているのか。あるいは地賃1つでまとめてしまってもいいのではないかと。世の

中が大きく変化している中で、私はこれまでも特賃が不要だったとは申しません。役割が既に終焉、求められて来た機能が終わっているのではないかと考えているのです。今回、そういったことをお願いしていたこともありまして、先ほどから労側の方からは随分丁寧にいろんな主張をしていただきました。数字上も分かりやすく、ただこれは申し訳ないですけども、地賃の時もそうですが、労使のエビデンスに基づくデータというのが、ある意味数字のマジックではないのですが、その部分を取って数字を話されると確かに合っているのですが、全体的なことから見るとこの特定最賃の存在意義を語るものにはあまり寄与はしていないのではないかと考えているのです。そういった意味から、この後の金額審議では最低でも999円から1,015円の範囲までで、本来の特定最賃が企業の取組に関しても補完するような形で丁寧に審議をさせていただきたい。それと同時に来年以降に向けてこの特定最賃の存在、来年の地賃は今年よりも下がるか下がらないかはよく分かりませんが、今世の中の空気感から当然引き上がっていくのは予想されるので、それも踏まえた時に、本当にこの百貨店、総合スーパー特賃が、どうあるべきかを中心に今回は審議させていただきたいと思っておりますので、是非御理解いただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

[高倉部会長] 今、労使から基本的主張を述べていただきました。存在意義の特定最賃の存在意義や必要性を含めての説明がございました。

続いて、議事10の金額等審議に入りたいと思ひます。このまま全体場で審議してよろしいですか。それとも、個別にお話をお伺ひしますか。

[労使各側委員] 個別審議で願ひします。

[高倉部会長] まず、労働者側からお話を伺ひますので、使用者側はお呼びするまで、控室でお待ちください。

(二者審議)

[高倉部会長] 部会を再開します。

労使各側から十分に御意見をお伺ひしましたが、本日は第1回目の審議でしたので、双方の主張にはまだ隔たりがござひます。

しかしながら、今後調整の余地があるかと思ひますので、日を改めて再度審議したいと存じます。いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、次回は10月22日(火)午前10時00分から開催し、改めて審議したいと存じます。

全会一致で結論が得られますよう、各側委員の御協力をよろしく願ひします。

そのほかに何かござひますでしょうか。なければ、本日の審議は以上で終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、加藤委員  
使用者代表委員からは、江下委員  
のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、加藤委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。